

令和7年度

## 第3回理事会議事録

と き 令和8年2月10日（火）午後2時

と ころ 大阪府中央区常盤町1丁目3番8号

中央大通F Nビル内

大阪府国民健康保険団体連合会 2階会議室

大阪府国民健康保険団体連合会

【出席者数】

理事 21人（出席指定書による出席理事及び書面のみの出席理事を含む。）  
事務局 13人

付 議 事 項

〔 報 告 事 項 〕

- 報告第1号 大阪府国民健康保険団体連合会国民健康保険事業運営に関する委員会委員長報告について  
報告第2号 大阪府国民健康保険団体連合会介護保険事業運営に関する委員会委員長報告について  
報告第3号 大阪府国民健康保険団体連合会障害者総合支援事業運営に関する委員会委員長報告について  
報告第4号 令和7年度大阪府国民健康保険団体連合会一般会計補正予算（第2号）の理事長による専決処分について

〔 議 決 事 項 〕

- 議案第1号 大阪府国民健康保険団体連合会事務局組織規則の一部を改正する規則について  
議案第2号 大阪府国民健康保険団体連合会事務専決及び代決規則の一部を改正する規則について  
議案第3号 大阪府国民健康保険団体連合会財務規則の一部を改正する規則について  
議案第4号 大阪府国民健康保険団体連合会退職者給付引当資産規則の一部を改正する規則について  
議案第5号 大阪府国民健康保険団体連合会財政調整基金積立資産規則の一部を改正する規則について  
議案第6号 大阪府国民健康保険団体連合会減価償却引当資産規則の一部を改正する規則について  
議案第7号 大阪府国民健康保険団体連合会電算処理システム導入作業経費積立資産規則の一部を改正する規則について  
議案第8号 大阪府国民健康保険団体連合会ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産規則の一部を改正する規則について  
議案第9号 大阪府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規則の一部を改正する規則について  
議案第10号 大阪府国民健康保険団体連合会介護給付費等審査支払規則の一部を改正する規則について  
議案第11号 大阪府国民健康保険団体連合会障害介護給付費等審査支払規則の一部を改正する規則について  
議案第12号 大阪府国民健康保険団体連合会予防接種法関係業務等特別会計経理規則の制定について  
議案第13号 令和7年度大阪府国民健康保険団体連合会第2回通常総会に付議する案件について

( 報 告 事 項 )

- 1 令和7年度大阪府国民健康保険団体連合会一般会計補正予算(第2号)の理事長による専決処分について

( 議 決 事 項 )

- 1 大阪府国民健康保険団体連合会規約の一部を改正する規約について
- 2 令和7年度大阪府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計(業務勘定)補正予算(第1号)について
- 3 令和7年度大阪府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計(抗体検査等費用に関する支払勘定)補正予算(第1号)について
- 4 令和8年度大阪府国民健康保険団体連合会事業計画について
- 5 令和8年度大阪府国民健康保険団体連合会負担金及び手数料について
- 6 令和8年度大阪府国民健康保険団体連合会一般会計予算について
- 7 令和8年度大阪府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計予算について  
業務勘定  
診療報酬支払勘定  
公費負担医療に関する診療報酬支払勘定  
国民健康保険診療報酬支払資金貸付金勘定
- 8 令和8年度大阪府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計予算について  
業務勘定  
後期高齢者医療診療報酬支払勘定  
公費負担医療に関する診療報酬支払勘定
- 9 令和8年度大阪府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計予算について
- 10 令和8年度大阪府国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計予算について  
業務勘定  
特定健診・特定保健指導等費用支払勘定  
後期高齢者健診等費用支払勘定
- 11 令和8年度大阪府国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計予算について  
業務勘定  
介護給付費等支払勘定  
公費負担医療等に関する報酬等支払勘定
- 12 令和8年度大阪府国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計予算について  
業務勘定  
障害介護給付費等支払勘定  
障害児給付費等支払勘定
- 13 令和8年度大阪府国民健康保険団体連合会予防接種法関係業務等特別会計予算について  
業務勘定

- 14 令和8年度大阪府国民健康保険団体連合会退職金特別会計予算について
- 15 令和8年度大阪府国民健康保険団体連合会一時借入金の借入れについて
- 16 大阪府国民健康保険団体連合会役員を選任について

議案第14号

令和7年度大阪府国民健康保険団体連合会第2回通常総会の招集について

## 議 事 内 容

開会時刻 午後 2 時00分

### 事務局

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、令和7年度第3回理事会を開催させていただきます。

開催にあたりまして、理事長からごあいさつを申し上げます。

### 理事長

令和7年度第3回理事会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、理事の皆様には、何かとご多忙のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、平素は、本会の事業運営に格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年末に閣議決定された8年度予算案における国保の医療費は、少子高齢化に伴う人口減少や後期高齢者医療制度への移行などにより、被保険者数は3.7%の大幅な減少が見込まれ、この影響により医療費総額は1.5%減少すると推計されています。

一方、高齢化や医療の高度化、診療報酬のプラス改定により、一人あたり医療費は2.3%の増加が見込まれ、国保財政は厳しい状況が続くと考えられます。

また、後期高齢者医療の医療費は、団塊世代の加入が終了し、被保険者数は、1.4%増と伸びの鈍化が見込まれるものの、一人あたり医療費がやや高めに2.2%増加し、医療費総額は、高めに3.6%増加すると推計されています。

次に、昨年12月2日に、従来の健康保険証からマイナ保険証を基本とする仕組みへ移行されたところですが、本年におきましても、4月に「子ども・子育て支援金」の徴収が開始されます。

6月には、2年に一度の診療報酬の改定や介護報酬及び障害福祉サービス費等の臨時の報酬改定、さらに8月には、高額療養費制度の見直しが予定されております。

このように国保を取り巻く状況が大きく変わる中、本会としましては、これらの制度改正等に適正に対応するとともに、中期経営計画に基づき、各種審査支払業務の充実強化や医療費の適正化に取り組んでまいりますので、理事の皆様にはご理解、ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日の主な議題についてですが、規則改正のほか、令和8年度の事業計画・予算をはじめとした通常総会に付議する案件についてお諮りするものでございます。

本理事会の議事が円滑に行われますようご協力をお願い申しあげまして、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

### 事務局

ありがとうございました。

続きまして、本日の出席理事数の確認でございますが、理事定数21名中、まだ小売市場国保組合がお越しになってませんが、出席理事及び出席指定書、並びに書面出席理事を含め現在のところ20名のご参加をいただいております。定足数を充たしておりますことをご報告いたします。

なお、今回の理事会から議案書及び資料を格納したタブレット端末を導入しております。操作方法については、お手元に操作マニュアルをご用意しておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。資料のファイルはホーム画面上にあります。

また、次の説明用の資料はタブレットにも入れておりますが、紙でもご用意させていただいております。

- ・令和7年度第3回理事会議案
- ・付議事項
- ・令和7年度第2回通常総会に付議する案件【抜粋版】
- ・資料1 各種委員会委員長報告
- ・資料2 令和8年度大阪府国民健康保険団体連合会予算等の概要
- ・令和7年度第3回理事会議案の内容説明

いずれも同じものがございますので、どちらをご覧いただいても結構です。

それでは、本会規約第31条第1項の規定に基づきまして、これより理事長に議事進行をお願い申し上げます。

## 議 長

ただ今から令和7年度第3回理事会を開会いたします。

なお、本日の議事録署名人に副理事長と専務理事を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

また、出席指定書により出席の皆様にも議事に対するご質問、ご意見等ございましたら、ご自由にご発言いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

まず、報告事項ですが、報告第1号から第3号までの3案件は、各種委員会の委員長報告であり、それぞれの委員長に報告を求めます。

## 国民健康保険事業運営に関する委員会委員長

第3回理事会議案の1ページをお願いいたします。報告第1号「国民健康保険事業運営に関する委員会委員長報告について」でございます。着座にて失礼いたします。

資料変わりました、資料1「各種委員会委員長報告」の1ページをお願いいたします。令和7年度の本委員会は、第2回まで開催いたしましたので、協議結果についてご報告申し上げます。

- 1 「開催日時及び協議事項等について」は記載のとおりです。
- 2 「協議等の概要について」

「委員長及び副委員長の選任について」、委員長には私、副委員長には熊取町健康福祉部保険年金課長が選任されました。

「国民健康保険事業推進委員会委員長報告について」、同委員会の設置要綱の規定に基づき、委員会の協議結果等について報告を受けました。

協議事項として、広報啓発事業等における経費の削減とより良い事業実施に向けた協議が行われ、広報誌「こくほ大阪」の電子媒体への変更等による経費削減や、物価高騰に伴う広報啓発物の単価引上げについて、了承されました。

また、特定健診受診勧奨等支援事業における費用負担見直しの協議も行われ、令和8年度以降に保険者負担割合を3分の1から3分の2へ変更することについて了承されました。

報告事項としては、特定保健指導実施率向上及び保健師の人材育成等による資質の向上を目的にした新規事業の実施を検討している旨、報告がありました。

「特定健診・特定保健指導等手数料及び後期高齢者医療健康診査支払等業務手数料の単価改定（案）について」、当該事業において、クラウド化に伴うシステムの開発経費及び運用費の増加により、令和12年度予定の次期システム更改の費用等に充てる財源が不足する見込みとなることから、令和9年度以降、手数料単価を引き上げる意向である旨、事務局から説明があり、了承しました。

「令和8年度事業方針（案）及び予算編成方針（案）について」、事業方針（案）について、保険者等への事業運営の支援として、審査支払業務の充実強化や、医療費・介護給付費等の適正化等に努めるとともに、持続可能な組織基盤の確立及び専門性の高い人材の育成に取り組むとの説明がありました。予算編成方針（案）としては、第1回委員会です承した「令和8年度概括予算（案）」を踏まえ、現行の会務運営に係る負担金及び各種手数料単価について、一部の手数料単価を除き、据え置きとする一方、物価高騰に伴う国保中央会負担金及び運用費等の増加に対応するため、保健事業等に係る会員負担金等については、一部増額改定する旨、説明がありました。

また、国保と後期の被保険者数の変動によるレセプト取扱件数の増減に伴い、国保と後期に係る共通経費の按分率を、現行の国保45%：後期55%から国保40%：後期60%に変更する旨、説明がありました。

事務局から提案されたいずれの方針（案）についても了承しました。

「令和8年度予算（案）の概要について」、各会計における歳入・歳出の予算額や主な増減理由等の説明があり、了承しました。

理事各位におかれましては、以上の協議結果等につきましてご理解を賜りますようお願い申しあげまして、本委員会の委員長報告といたします。令和8年2月10日 大阪府国民健康保険団体連合会国民健康保険事業運営に関する委員会委員長

## 事務局

私からは報告第2号及び報告第3号について代読させていただきます。着座にて失礼いたします。

同じく資料1の3ページをお願いいたします。「大阪府国民健康保険団体連合会介護保険事業運営に関する委員会委員長報告」令和7年度の介護保険事業運営に関する委員会の協議結果等をご報告申しあげます。

- 1 「開催日時及び協議事項について」は記載のとおりでございます。
- 2 「協議の概要について」

「委員長及び副委員長の選任について」、委員による互選を行い、委員長には私、副委員長には、島本町健康福祉部高齢介護課長がそれぞれ選任されました。

「令和8年度事業方針（案）及び予算編成方針（案）について」、事業方針（案）について、保険者等への事業運営の支援として、審査支払業務の充実強化や医療費・介護給付費等の適正化等に努めるとともに、持続可能な組織基盤の確立及び専門性の高い人材の育成に取り組むとの説明がありました。予算編成方針（案）としては、第1回委員会です承した「令和8年度概括予算（案）」を踏まえ、各種手数料については現行どおり据え置きとし、引き続き継続的な歳出削減に努めていくとの説明がありました。

事務局から提案されたいずれの方針（案）についても了承しました。

「令和8年度予算（案）の概要について」、各会計における歳入・歳出の予算額や主な増減理由等の説明があり、了承しました。

理事各位におかれましては、以上の協議結果につきまして、ご理解を賜りますようお願い申しあげまして、本委員会の委員長報告といたします。令和8年2月10日 大阪府国民健康

保険団体連合会介護保険事業運営に関する委員会委員長

続きまして、5ページをお願いいたします。

「大阪府国民健康保険団体連合会 障害者総合支援事業運営に関する委員会委員長報告」令和7年度の障害者総合支援事業運営に関する委員会の協議結果等をご報告申し上げます。

- 1 「開催日時及び協議事項について」は記載のとおりでございます。
- 2 「協議の概要について」

「委員長及び副委員長の選任について」、委員による互選を行い、委員長には私、副委員長には島本町健康福祉部福祉推進課長がそれぞれ選任されました。

「令和8年度事業方針（案）及び予算編成方針（案）について」、事業方針（案）について、保険者等への事業運営の支援として、審査支払業務の充実強化や医療費・介護給付費等の適正化等に努めるとともに、持続可能な組織基盤の確立及び専門性の高い人材の育成に取り組むとの説明がありました。予算編成方針（案）としては、第1回委員会です承した「令和8年度概括予算（案）」を踏まえ、各種手数料については現行どおり据え置きとし、引き続き継続的な歳出削減に努めていくとの説明がありました。

事務局から提案されたいずれの方針（案）についても了承しました。

「令和8年度予算（案）の概要について」、各会計における歳入・歳出の予算額や主な増減理由等の説明があり、了承しました。

理事各位におかれましては、以上の協議結果につきまして、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。本委員会の委員長報告といたします。令和8年2月10日 大阪府国民健康保険団体連合会障害者総合支援事業運営に関する委員会委員長

以上で報告第1号から第3号までの報告とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

## 議 長

ただ今の報告第1号から報告第3号につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

ないようですので、次に移ります。続きまして、報告第4号につきまして事務局に報告を求めます。

## 事務局

報告事項の報告第4号について、ご報告させていただきます。着座にて失礼いたします。

第3回理事会議案にお戻りいただき、7ページをお願いいたします。「令和7年度大阪府国民健康保険団体連合会一般会計補正予算（第2号）の理事長による専決処分について」でございます。

本来であれば、総会の議決を必要とするところでありましたが、事案の緊急性を鑑み、令和8年1月30日に、理事長の専決処分とさせていただきましたので、報告させていただくものです。

補正の内容といたしましては、大阪府の依頼に基づき、「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金」及び「障がい福祉従事者処遇改善緊急支援事業費補助金」に係る算出業務を、7年度及び8年度の長期契約により実施することとしたため、継続費とし、7年度予算の補正として、歳入歳出それぞれ207万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を12億2,899万9,000円としたものです。歳入歳出予算の補正に係る款項の区分及び金額は、8ページと9ページに記載いたしております。

10ページと11ページをお願いいたします。歳入の事項別明細書になります。大阪府に負担いただく「介護職員処遇改善支援事業委託費」として115万7,000円、「福祉・介護職員処遇

改善支援事業委託費」として91万8,000円を増額いたします。

12ページと13ページをお願いいたします。歳出の事項別明細書になります。「介護職員処遇改善支援事業費」として115万7,000円、「福祉・介護職員処遇改善支援事業費」として91万8,000円を増額いたします。業務の実施に要す経費としては、職員手当、通信運搬費等の役務費、電算委託料となります。

14ページをお願いいたします。継続費としての事業ごとの総額と、年度ごとの金額をお示ししております。報告事項の報告第4号につきましては、以上となります。よろしくをお願いいたします。

## 議 長

ただ今の報告第4号につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

ないようですので、報告事項につきましては以上とさせていただきます。

次に、議決事項に移ります。議案第1号から議案第12号までの12案件は、各種規則の一部改正及び制定についてであり、これらを一括議題とし、事務局に提案理由の説明を求めます。

## 事務局

引き続き、私から説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

理事会議案の15ページをお願いいたします。議案第1号「大阪府国民健康保険団体連合会事務局組織規則の一部を改正する規則について」、風しんに関する追加的対策に係る業務の取扱が終了したため、改正するものです。

17ページをお願いいたします。改正前の第3条第3項第1号のイの条文中において、「抗体検査等費用に関する支払勘定」を削除します。

18ページをお願いいたします。同じく改正前の「リ 風しん抗体検査及び定期の予防接種に係る請求及び支払等に関すること。」を削除します。また、削除に伴い、以降の項番を改めます。附則といたしまして、この規則は、令和8年4月1日から施行するものです。施行日については、抗体検査等費用に関する支払勘定の取扱を令和8年3月31日までとすることによるもので、以降の議案も同様となります。

19ページをお願いいたします。議案第2号「大阪府国民健康保険団体連合会事務専決及び代決規則の一部を改正する規則について」は、先ほどの事務局組織規則の改正に伴う項番修正のため、改正するものです。

21ページをお願いいたします。改正前の第3条第10号のウの条文中、第3条第3項第1号の「カ」を「ワ」に改めます。

22ページの附則といたしまして、この規則は令和8年4月1日から施行するものです。

23ページをお願いいたします。議案第3号「大阪府国民健康保険団体連合会財務規則の一部を改正する規則について」、診療報酬審査支払特別会計の抗体検査等費用に関する支払勘定を廃止するため、改正予防接種法の施行に伴い予防接種法関係業務等特別会計（業務勘定）を新設するため、改正するものです。なお、改正予防接種法の施行に伴う予防接種関連事務の受託は、大阪府内市町村の状況から令和10年度以降となりますが、国庫補助により外付けシステムの改修を行っていく必要があることから業務勘定を新設し、支払勘定については改めて新設することとしております。

25ページをお願いいたします。改正前の第3条第1項の条文中では、「抗体検査等費用に関する支払勘定」を削除し、改正後の条文中になりますが、「予防接種法関係業務等特別会計（業務勘定）」を追加します。

26ページをお願いいたします。第8条の2第1号においても、条文中の「抗体検査等費用

に関する支払勘定」を削除し、27ページの第35条においても、改正後の条文中の「予防接種法関係業務等特別会計（業務勘定）」を追加します。附則といたしまして、この規則は令和8年4月1日から施行するものです。ただし、第3条第1項をはじめ、「予防接種法関係業務等特別会計（業務勘定）」を追加する規定は、令和8年6月1日から施行するものとなります。予防接種法関係業務等に係る改正規定の施行日については、改正予防接種法の施行日と同日とし、以降の議案においても同様となります。

29ページをお願いいたします。議案第4号「大阪府国民健康保険団体連合会退職給付引当資産規則の一部を改正する規則について」、予防接種法関係業務等特別会計（業務勘定）を新設するためと、他の引当資産と同様の管理運用とするため、改正するものです。

31ページをお願いいたします。改正後の第3条の条文中の「予防接種法関係業務等特別会計（業務勘定）」を追加します。第6条においては、「銀行法の規定により銀行業を営む銀行に預金し、又は信託業法の規定により信託業を営む信託銀行に信託して」の文言を「大阪府国民健康保険団体連合会規約第39条の規定により」に改めます。改正前第6条の規定と異なり、規約第39条では「積立金等は金融機関に預け入れること」と定めており、他の資産もこの規定により管理運用を行っています。

32ページの附則といたしまして、この規則は令和8年2月11日から施行するものです。ただし、第3条における「予防接種法関係業務等特別会計（業務勘定）」を追加する規定は、令和8年6月1日から施行するものとなります。

33ページをお願いいたします。議案第5号「大阪府国民健康保険団体連合会財政調整基金積立資産規則の一部を改正する規則について」、予防接種法関係業務等特別会計（業務勘定）を新設することに伴う財政調整基金積立資産の新設のため、改正するものです。

35ページをお願いいたします。改正後、第2条に「第6号 大阪府国民健康保険団体連合会予防接種法関係業務等特別会計財政調整基金積立資産」、第3条に「第6号 予防接種法関係業務等特別会計」を新設します。附則といたしまして、この規則は令和8年6月1日から施行するものです。この改正規則は、予防接種法関係業務の安定運営に必要な積立資産を、他の会計と同様に積み立てていく必要があるため改めるもので、以降、議案第8号までは同様の改正となります。

37ページをお願いいたします。議案第6号「大阪府国民健康保険団体連合会減価償却引当資産規則の一部を改正する規則について」、予防接種法関係業務等特別会計（業務勘定）を新設することに伴う同引当資産の新設のため、改正するものです。

39ページをお願いいたします。改正内容及び施行に係る附則については、先ほどの議案第5号と同様です。

41ページをお願いいたします。議案第7号「大阪府国民健康保険団体連合会電算処理システム導入作業経費積立資産規則の一部を改正する規則について」、予防接種法関係業務等特別会計（業務勘定）を新設することに伴う同積立資産の新設のため、改正するものです。

43ページをお願いいたします。改正内容及び施行に係る附則については、議案第5号と同様です。

45ページをお願いいたします。議案第8号「大阪府国民健康保険団体連合会ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産規則の一部を改正する規則について」、予防接種法関係業務等特別会計（業務勘定）を新設することに伴う同積立資産の新設のため、改正するものです。

47ページをお願いいたします。改正内容及び施行に係る附則については、議案第5号と同様です。

49ページをお願いいたします。議案第9号「大阪府国民健康保険団体連合会診療報酬審査

支払規則の一部を改正する規則について」、風しんに関する追加的対策に係る業務の取扱が終了したためと、厚生労働省の通知に基づき、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」の「省令」を「命令」に改正するものです。

51ページをお願いいたします。改正前、第1条の条文中「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」の「省令」を「命令」に改めます。

52ページをお願いいたします。改正前、第23条の条文中、先ほどと同様に「省令」を「命令」に改め、また、「風しんの追加対策における集合契約について」により市町村から委託を受けて行う抗体検査等費用（以下「抗体検査等費用」という。）を削除します。第24条においては、条文中の「抗体検査等費用に関する支払勘定」を削除し、53ページの抗体検査等費用に関する支払勘定に係る規定である第25条第4項を削除します。また、削除に伴い、以降の項番を改めます。さらに、「抗体検査等費用の支払業務に係る事務手数料」を規定する第31条の2を削除し、削除に伴い、以降の条の枝番号を改めます。附則といたしまして、この規則は令和8年2月11日から施行するものです。ただし、第23条をはじめ、「風しんに関する追加的対策に係る業務の取扱終了」に伴う改正規定は、令和8年4月1日から施行するものです。

55ページをお願いいたします。議案第10号「大阪府国民健康保険団体連合会介護給付費等審査支払規則の一部を改正する規則について」、厚生労働省の通知に基づき、「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令」の「省令」を「命令」に改正するものです。

57ページから59ページにかけての新旧対象表になります。第1条、第2条、第4条において、文言を改めます。附則といたしまして、この規則は令和8年2月11日から施行するものです。

61ページをお願いいたします。議案第11号「大阪府国民健康保険団体連合会障害介護給付費等審査支払規則の一部を改正する規則について」、こちらも、厚生労働省の通知に基づき、「介護給付費等の請求に関する省令」の「省令」を「命令」に、「障害児通所給付費等の請求に関する省令」の「省令」を「内閣府令」に改正するものです。

63ページから65ページにかけての新旧対象表になります。第1条、第4条、第18条において、文言を改めます。附則といたしまして、この規則は令和8年2月11日から施行するものです。

67ページをお願いいたします。議案第12号「大阪府国民健康保険団体連合会予防接種法関係業務等特別会計経理規則の制定について」、予防接種法関係業務等特別会計（業務勘定）を新設するため、制定するものです。

69ページをお願いいたします。新たに制定する経理規則となります。この規則においては、他の会計と同様に、特別会計の設置に係る規定、勘定区分、歳入及び歳出、一時借入金、余裕資金の運用、帳簿、細目に係る規定を設けております。附則といたしまして、この規則は令和8年6月1日から施行するものです。議決事項の議案第1号から第12号までにつきましては、以上となります。よろしくをお願いいたします。

## 議 長

それでは、事務局からの提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問、ご意見等ございませんか。

ないようですので、質問を打ち切ります。

それでは、一括採決とさせていただきます。ただ今の議案第1号から第12号までの12案件

につきまして、原案のとおり決定して、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

## 議長

ご異議なしとのことですので、本12案件は、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第13号に移ります。報告事項及び議決事項1から16までの案件につきまして、事務局に提案理由の説明を求めます。

## 事務局

引き続き、私から議案第13号の報告事項と、議決事項の1から3まで説明させていただきます。議決事項の4以降の説明につきましては、説明者を順番に交代させていただきます。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

タブレットのファイル名を「抜粋版」としているPDFファイル又は、紙で配付の「令和7年度大阪府国民健康保険団体連合会第2回通常総会に付議する案件【抜粋版】」をご用意ください。

右上に(別冊)と記載した資料になります。

それでは、1ページをお願いいたします。報告事項の1「令和7年度大阪府国民健康保険団体連合会一般会計補正予算(第2号)の理事長による専決処分について」でございます。こちらは、先ほど理事会議案の報告第4号として報告した補正予算の理事長の専決処分に関して、総会にて報告させていただくものとなります。

続きまして、少しページが飛びますが、9ページをお願いいたします。議決事項の1「大阪府国民健康保険団体連合会規約の一部を改正する規約について」でございます。こちらは、改正予防接種法の施行に伴い予防接種法関係業務等を行うためと、厚生労働省の通知に基づき、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」の「省令」を「命令」に改正するものです。

11ページをお願いいたします。改正前、第6条第2項第1号では、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」の「省令」を「命令」に改めます。また、第6条においては、予防接種法関係業務等に係る事業内容を新たに規定する第6項を11ページと12ページのとおり新設し、新設に伴い、以降の項番を改め、また、第6条の4第2項で規定する項番を改めます。なお、改正予防接種法の施行に伴う予防接種関連事務の受託は、大阪府内市町村の状況から令和10年度以降となりますが、外付けシステム改修等の受託準備を行う必要もあることから、厚生労働省から示された改正規約例どおり改正するものです。附則といたしまして、この規約は令和8年2月26日から施行するものです。ただし、第6条第6項をはじめ、予防接種法関係業務等に係る事業内容の新たな規定に伴う改正規定は、令和8年6月1日から施行するものとなります。

13ページをお願いいたします。議決事項の2「令和7年度大阪府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計(業務勘定)補正予算(第1号)について」でございます。補正の内容といたしましては、風しんに関する追加的対策に係る業務の取扱が終了したことに伴い、診療報酬審査支払特別会計(抗体検査等費用に関する支払勘定)の剰余金を診療報酬審査支払特別会計(業務勘定)に繰り入れるため、歳入歳出それぞれ6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を58億5,118万5,000円とする補正を行うものです。歳入歳出予算の補正に係る款項の区分及び金額は、14ページと15ページに記載いたしております。

16ページと17ページをお願いいたします。歳入の事項別明細書になります。抗体検査等費

用に関する支払勘定の剰余金を繰り入れるため、「診療報酬抗体検査支払勘定繰入金」の目を新設し、6,000円を増額いたします。

18ページと19ページをお願いいたします。歳出の事項別明細書になります。抗体検査等費用に関する支払勘定の剰余金の繰り入れに伴い、「予備費」を6,000円増額いたします。

21ページをお願いいたします。議決事項の3「令和7年度大阪府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（抗体検査等費用に関する支払勘定）補正予算（第1号）について」でございます。補正の内容といたしましては、先ほどの議決事項の2で説明いたしました剰余金6,000円を、診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）に繰り出すための補正を行うものです。歳出予算の補正に係る款項の区分及び金額は、23ページに記載いたしております。

24ページと25ページをお願いいたします。歳出の事項別明細書になります。剰余金を繰り出すため、「借入金償還金」と「予備費」において、合計6,000円の減額の補正を行い、「診療報酬業務勘定繰出金」の目を新設し、6,000円を増額いたします。

議案第13号の報告事項と、議決事項の1から3までは、以上となります。

引き続き、議決事項の4につきまして、説明者を交代し説明させていただきます。

## 事務局

私からは、引き続き、議決事項4「令和8年度大阪府国民健康保険団体連合会事業計画について」ご提案させていただきます。着座にて失礼いたします。

27ページをお願いします。議決事項4「令和8年度大阪府国民健康保険団体連合会事業計画」を、次のとおり定めるものでございます。

29ページをお願いします。「基本方針」になります。まず、冒頭に、令和6年度の概算医療費が48兆円と過去最高の数字を記録するなど、社会保障制度をめぐる情勢を記載しております。

次の段落です。連合会を取り巻く状況としまして、「予防接種業務のデジタル化」が令和8年度から一部、大阪府以外の23市町村で開始することとなっております。大阪府の各市町村は10年度からスタートする予定です。本会においても、令和10年度からの円滑な実施に向け、準備を進めてまいります。また国保総合システムについては、改革工程表に基づき支払基金と連携し、審査システムの共同化・モダン化を進めることで運用費の削減を図るとともに、AIの活用にも取り組みます。

真ん中の段落からは、本会の各種事業の方針を記載しています。基幹業務である診療報酬等の審査支払業務では、支払基金との審査システムの共同利用を見据え、効率的・効果的な審査手法の検討を進めてまいります。

保健事業では、KDBシステムを活用したデータ提供などを通じ、保険者の課題及び実態に即した保険者支援に取り組むこととし、各種共同処理事業においても、引き続き効率的・効果的な事業の実施に努めてまいります。

また、介護保険事業及び障害者総合支援事業についても、審査支払業務の充実を図り、介護給付適正化業務や地域生活支援事業の支援に努めてまいります。

最後の段落です。令和7年度からスタートした「第5期中期経営計画」の「保険者等への事業運営の支援」及び「持続可能な組織基盤の確立と人材育成」の2点の基本方針に基づき、適正に進捗管理を行い、保険者の信頼に足る組織を目指してまいります。

30ページをお願いします。具体的施策でございます。経営計画の2点の基本方針に基づき記載しております。「(1) 審査支払業務の充実強化」については、本会の基幹業務である医療、療養費、介護障害の三つの審査支払業務の充実に向けた取り組みを記載しています。既存の業務の精緻化や、保険者、市町村への情報連携を行い円滑な審査支払業務の実施に努

めます。中段の「(2) 医療費・介護給付費等の適正化」です。「医療費及び介護・障害給付適正化に関する支援」として、保険者の医療費適正化の取り組みに寄与できるよう各種データの提供や二次性骨折予防に関するデータ抽出等の実施に向けた検討を行います。

31ページをお願いします。ひとつ目の「レセプト等点検業務の充実強化」については、新たなチェック項目を追加し、効果的な点検の実施に努めます。「第三者行為求償事務の充実強化」については、保険者訪問等を通じて保険者との情報共有や連携強化を図り、受託件数及び求償額の確保に努めてまいります。

「(3) その他の支援」として保険者の課題、ニーズを捉えヘルスサポート事業KDBシステムの利活用促進及びデータ提供等についても強化を図ります。「保険者事務共同電算処理等事業の安定運用」については、市町村の標準準拠システムへの対応及び国保総合システムの保険者給付機能の見直しに関し、共通する電算処理等を効率的・効果的に実施できるよう、本事業の安定運用に向け検討を進めてまいります。次にふたつ目の基本方針「2 持続可能な組織基盤の確立と人材育成」です。「(1) 簡素・効率的な組織体制の確立」では事業規模に応じた適正な人員を配置してまいります。「(2) 安定財源の確保」については各種業務に係る収支状況等による分析を行うとともに、積立計画に基づき将来に向けた安定財源の確保に努めてまいります。

32ページをお願いします。「(3) 人材育成の推進」については将来のクラウドネイティブ化に備え、デジタル化に対応できる職員、各担当業務に精通した職員の育成に努めてまいります。具体的施策は以上となります。

33ページをお願いします。33ページから40ページにかけ、本会事業を記載しております。本日は、新たに追加している2点の事業について、ご説明いたします。

36ページをお願いします。「6 国保制度の改善強化と大阪府等への支援に関すること」の「(2) 大阪府等への業務支援」として一番下の「郡市区別フォーミュラ対象医薬品等使用実績リスト作成業務の実施」とその下の「7 保健事業の推進に関すること」、次の37ページに渡りまして、「(2) 疾病予防、重症化予防等に資するための保険者支援」の上から4つ目の「重複服薬(投与)対象者データ提供事業」です。

保険者にて重複服薬(投与)者に対する取組事業が実施される中で、対象者の抽出が難しいという声を受け、本会にてKDBシステムのレセプト情報等を活用し、全ての保険者に「重複服薬(投与)対象者データ」を年2回提供しているものです。

以上、2点となります。その他の事業としては例年とほぼ同様となりますが、引き続き、保険者の共同体としての役割を果たせるよう、効果的・効率的な事業運営に取り組んでまいります。後ほど、お目通しいただきましたら幸いです。よろしくご説明いたします。令和8年度事業方針(案)については以上です。説明者を交代いたします。

## 事務局

引き続き、議決事項5「令和8年度国保連合会負担金及び手数料」についてご説明させていただきます。次の議決事項5から15につきましては、前年度からの変更点及び増減理由などを要約したものとしまして、お手元に資料2をご用意しております。本日はこちらの資料にてご説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

恐れ入りますが、資料2「予算等の概要」の2ページをお開きください。国保と後期、特定健診・特定保健指導等事業に係る令和8年度負担金及び手数料等でございます。

「第1 編成方針」でございます。本会の国保事業運営においては、国保被保険者数の減少に伴い、負担金及び手数料収入は年々減少しておりますが、各会計の収支状況により、現行の手数料単価で賄えることから、一部を除き、負担金及び各種手数料単価は据え置きといた

します。しかしながら、物価高騰に伴う国保中央会負担金及び運用費等の増加に対応するため、保健事業等に係る会員負担金等について、一部増額改定とさせていただきます。

また、国保と後期の被保険者数の変動によるレセプト取扱件数の増減に伴い、共通経費の按分率を現行の45：55から40：60に変更することとします。令和8年度においても、継続的な歳出削減に努めるとともに、創意工夫し、保険者ニーズを踏まえた費用対効果の高いサービスを提供するため、効果的・効率的な事業運営及び会務運営に取り組んでまいります。

次の「第2 負担金及び手数料単価」でございます。令和8年度に変更となるものを中心に、ご説明させていただきます。「1 負担金」です。本会の「(1) 会務運営に係る負担金」については、保険者割負担金、被保険者数割負担金、いずれも現行どおりといたします。

中段の「(2) 保健事業等に係る会員負担金」「①KDB分」については、KDBシステムの運用保守等に係る経費として中央会へ支払うものとなっており、国保中央会におけるシステム関係費用等が物価及び人件費の高騰等に伴い、経費が増となるため、増額改定とさせていただきます。算出については令和8年4月末日の被保険者数が対象となりますので、被保険者1人につき、現行の年額14円限度から16円限度とさせていただきます。

「③KDBシステムランニング経費」については、本会での外付けシステムの運用や機器更改等の経費に充てるもので、8年度はこの外付け部分の機器更改費用が必要となるため、国保分としては現行の1,878万6,613円から2,152万5,570円、約274万円の増額となります。併せて後期分については下の「(3) 保健事業等に係る負担金」の「①KDBシステムランニング経費(後期高齢者医療分)」として広域連合にご負担いただくものとなっております。

「⑤大阪府国保データベース(KDB)システム負担金」についても同様の理由により増額改定となり、大阪府にご負担いただくものとなります。

次に、下段「2 手数料」をお願いいたします。「(1) 国民健康保険手数料」3ページに渡り記載する①～⑥の各種手数料については変更ありません。3ページ中段の「(2) 後期高齢者医療手数料」でございます。①から⑤に記載する手数料については後期高齢者医療広域連合にご負担いただくものとなっており、①から③については現行どおり変更はございません。「④保健事業等保険者支援手数料」のKDB分については、先ほどの国保のKDB分と同様、国保中央会への支払いに充てるものとなり、物価高騰に伴うシステム運用経費等の増の影響により、増額改定とさせていただきます。⑤後期高齢者医療歯科健康診査処理等業務手数料の委託契約料については業務の効率化により人件費の削減が図れたことにより、現行の90万186円から86万6,359円、月額、約3万3,000円の減額、その下の手数料、第2版処理分については、パンチ業務の委託料の値上げによるもので、1件につき、現行140円75銭から148円39銭、7円64銭の増額となります。

4ページ、5ページをお願いいたします。保険者事務共同電算処理等事業手数料、右側5ページは広域連合からの委託により実施している事務代行業務等に係る手数料、いずれにつきましても、現行どおり変更はございません。

6ページをお願いいたします。「第1 介護保険事業予算編成方針」でございます。本会の介護保険事業運営については収支状況により、現行の手数料で賄えることから、8年度の手数料単価は据え置きとさせていただきます。8年度においても、物価高騰による運用費の増加に対応するため、継続的な歳出削減に努めるとともに、創意工夫し、保険者ニーズを踏まえた費用対効果の高いサービスを提供するため、効果的・効率的な事業運営に取り組んでまいります。

「第2 手数料単価」でございます。6ページ中段の「(1) 審査支払手数料」から7ページに記載する「(3) 第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業手数料」まで、各種手数料単価については、現行どおり変更はございません。

8ページをお願いいたします。「第1 障害者総合支援事業予算編成方針」でございます。先ほどの介護保険と同様、8年度の手数料単価については現行どおり変更はございません。引き続き効果的・効率的な事業運営に取り組んでまいります。「第2 手数料単価」の「(1) 給付費等審査支払手数料」、「(2) 市町村等事務共同処理業務手数料」、いずれにつきましても、現行どおり変更はございません。

9ページをお願いいたします。「一時借入金」でございます。本会の各会計に資金不足が生じた場合、銀行から借り入れることができる限度額について、規則に基づき、総会で承認を得ることとなっているためお諮りするものでございます。表の左側、会計区分の一番下、「予防接種法関係業務等特別会計（業務勘定）」を新設し、借入限度額、400万円を設定しております。併せてご確認をお願いいたします。

11ページをお願いいたします。「令和8年度予算の概要」でございます。

12、13ページをお開きください。「一般会計」でございます。歳入歳出それぞれ、左から予算科目、8年度予算、7年度予算、増減額と増減率、右端の番号は表の下の特記事項の番号とリンクさせ、主な増減理由を記載しております。合計欄をお願いします。8年度の予算額、12億8,923万円。増減額は、6,466万円の増となっております。

左側、12ページ、歳入でございます。主な増減額の理由としましては、「第1款 負担金」でございます。被保険者数の減少に伴い会員負担金は減収となりますが、先ほど触れました保健事業等保険者支援負担金及びKDBシステムのランニング経費に係る負担金が増額となるため、294万円の増を見込んでおります。「第4款第1項 積立金運用収入」では、預金運用利率の上昇により、1,657万円の増を見込むものでございます。「第5款第1項 繰入金」については、一般会計と各特別会計の共通経費の按分見直し等を行ったことにより、他会計からの繰入金が増となるため、7,055万円の増を見込んでおります。ひとつ下の「第2項 積立金繰入金」については、7年度の集配信等セキュリティ管理システムの更改等に係る経費と、8年度に係るシステム更新作業等の経費を勘案し、5,247万円の減を見込むものでございます。

13ページをお願いいたします。歳出の「第2款 総務費」でございます7年度に計上しておりました集配信等セキュリティ等管理システムの統合更改に係る経費が、8年度は不要となるため、4,081万円の減を見込むものでございます。「第3款 事業費」でございます。KDBデータ分析システムに係る機器更改費用の計上により、3,955万円の増。その下の「第4款 積立金」については、運用利息の増加、減価償却費及び次回の更改に要する経費を勘案し、5,549万円の増を見込んでおります。

14ページをお願いいたします。「債務負担行為」でございます。外部監査委託につきましては、9年度にまたがることから、債務負担行為を設定しまして、限度額379万5,000円を計上するものでございます。以降、同様に9年度にまたがる事業についてはこのような形で債務負担行為を設定し、お諮りさせていただきます。

15ページをお願いいたします。「退職金特別会計」でございます。退職金を支払う為の会計となり、合計欄でございますが、8年度の予算額としまして、5億5,495万円。退職者数の増加によるもので、2億1,710万円の増を見込むものでございます。

18、19ページをお願いいたします。「診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）」でございます。合計欄をお願いします。8年度の予算額としまして、48億8,157万円。増減額は、9億6,960万円の減となります。

左側、18ページ、歳入でございます。主な増減額の理由としましては、「第1款第1項 審査支払手数料」は、7年度の収支状況を勘案し、1億7,977万円の減を見込んでおります。同じく、「第2項 共同処理手数料」は、7年度に計上しておりました、保険者負担の機器

調達費用が8年度は不要となるため、9,689万円の減を見込んでおります。「第3款 財産収入」です。一般会計と同様、預金運用利率の上昇によるもので、2,642万円の増、「第4款第2項 積立金繰入金」については、7年度の積立状況、各年度のシステム更改経費及び国保中央会への国保総合システム負担金等を勘案し、7億9,765万円の減を見込んでおります。各種積立金繰入金の増減理由につきましては、特記事項に記載となります。

19ページをお願いいたします。歳出「第1款第1項 審査支払管理費」でございます。国保と後期の経費按分率の変更等により、2億872万円の減を見込み、同じく「第1款第2項 共同処理事業費」は、7年度に計上しておりました保険者負担の機器調達費用や集配信等セキュリティ等管理システムの統合更改に係る経費が、8年度は不要となるため、5億5,126万円の減を見込むものでございます。「第4款 積立金」については、7年度の収支状況、減価償却費及び積立計画に基づく保有額を勘案し、合計で2億7,201万円の減を見込んでおり、各種積立金の増減理由については、特記事項に記載となります。なお、「診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）」から「障害者総合支援法関係業務特別会計（業務勘定）」までの、各種積立金の取崩及び積立については、6年度税制改正に伴い、今後のシステム更改経費等の必要額を試算し、厚生労働省へ提出している積立計画、各業務勘定の収支状況及び各種積立金の保有額を勘案したものととなります。この後、ご説明させていただく、各会計の業務勘定についても同様の取り扱いとなり、詳細な増減理由については特記事項に記載となります。「第6款第1項 諸支出金」でございます。国保中央会への国保総合システムの運用負担金等の増により、7,410万円の増を見込むものでございます。

20ページをお願いいたします。「債務負担行為」でございます。資格確認書作成業務については、保険者への4月の納品時期を勘案し、債務負担行為を設定しまして、限度額1,031万3,000円を計上するものでございます。

21ページをお願いいたします。「国保診療報酬支払資金貸付金勘定」でございます。保険者におきまして、診療報酬の支払資金不足が生じたときに貸付を行うための会計で、借入金と償還金等を併せて、480億4,126万円を計上するものでございます。

22、23ページをお願いいたします。「後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）」でございます。合計欄をお願いいたします。8年度の予算額としまして、52億6,414万円増減額は、2億5,768万円の増となります。

左側、22ページ、歳入でございます。主な増減額の理由としましては、「第1款第1項 審査支払手数料」は、7年度の手数料の収支状況を勘案し1,565万円の減を見込んでおります。同じく、「第1款第2項 共同処理手数料」です。後期高齢者医療広域連合からの開発依頼分の計上により、4,314万円の増を見込みます。「第4款第1項 繰入金」は、普通預金利率及び概算交付金運用利率の上昇により6,676万円の増を見込むものでございます。

23ページをお願いいたします。歳出「第1款第1項 審査支払管理費」でございます。国保と後期の経費按分率の変更等により予算額は増となりますが、7年度に計上しておりました集配信等セキュリティ等管理システムの統合更改に係る経費が、8年度は不要となるため、2億1,853万円の減を見込みます。「第6款第1項 諸支出金」です。国保中央会への後期高齢者医療審査支払システム負担金等の増により、5億633万円の増を見込むものでございます。

24ページをお願いいたします。高額介護合算療養費支給申請書等受付入力業務に係る労働者人材派遣における債務負担行為でございます。広域連合からの委託を受け、実施している業務ですが、事業開始が9年3月からとなり、年度を跨ぐ事業となることから、債務負担行為を設定し、限度額1,922万3,000円を計上するものでございます。

26、27ページをお願いいたします。「特定健康診査・特定保健指導等 事業特別会計（業務勘

定)」でございます。合計欄でございます。8年度の予算額としまして、2億5,666万円、増減額として、9,710万円の減となります。

左側、26ページ、歳入でございます。主な増減額の理由としましては、「第1款第1項 手数料」については、2,608万円、同じく、「第2項 事務委託料」については110万円、それぞれ7年度の収支状況を勘案し、減を見込んでおります。

右側、27ページをお願いいたします。歳出「第1款第1項 総務管理費」は、7年度に計上していた特定健診等データ管理システム更改費用等が8年度は不要となるため、8,059万円の減、「第4款第1項 諸支出金」についても令和7年、8年に係る、国保中央会へ支払うシステム負担金を勘案し、2,323万円の減を見込むものでございます。

28ページをお願いします。特定健診受診券作成等業務における債務負担行為でございます。保険者からの委託を受け、本件業務を実施しておりますが、納品時期が9年4月となるため、債務負担行為を設定し、限度額1,100万円を計上するものです。

恐れ入りますが、ページを少しおめくりいただき、資料の最終ページ、48ページをお願いいたします。「予防接種法関係業務等特別会計（業務勘定）」でございます。先ほど、規則改正のご提案の際に触れさせていただきました、予防接種関連事務の受託に伴う新設の特別会計となります。上段に歳入、下段に歳出を計上しております。合計欄でございます。8年度の予算額としましては2,940万円を計上しております。上段の歳入をお願いいたします。

「第1款 国庫支出金」でございます。10年度の予防接種事務のデジタル化事業の本格実施に向け、本会においても外付けシステムの改修を行ってまいります。この費用については全額国庫補助金の対象となることから、2,935万円を計上しております。下段の歳出「第1款 総務費」です。外付けシステム改修費用として、2,887万円を見込み、計上するものでございます。私からは、以上となります。引き続き、提案者を代わらせていただきます。

## 事務局

私の方からは、国保・後期関連会計の支払勘定の予算の概要についてご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

今お聞きいただいている資料2の29ページをお願いいたします。ここからが支払勘定となっております。支払勘定については、保険者から収入しております診療報酬等を歳入として、これをもとにした医療機関等への支払を歳出としております。いわゆる通り抜け会計でございます。令和7年度と8年度の予算を比べての増減額等について、主な項目を抜粋してご説明させていただきます。

まず30ページは「診療報酬審査支払特別会計（診療報酬支払勘定）」でございます。歳入、歳出ともに、合計で6,893億971万円を計上しており、前年度比327億2,368万円の減額を見込んでおります。被保険者数が減少することに伴う取扱件数の減によるものでございます。また、普通預金利率の上昇による、預金利子の増加に伴い、運用経費等に充当するため、「診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）」へ繰り出しを行います。

31ページをお願いいたします。「診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）」でございます。歳入、歳出ともに、合計で315億8,612万円を計上しており、前年度比15億6,352万円の減額を見込んでおります。被保険者数が減少することに伴う取扱件数の減によるものでございます。また、概算交付金運用利率及び普通預金利率の上昇による、預金利子の増加により、「診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）操出金」の増額を見込んでおります。

32ページをお願いいたします。「後期高齢者医療事業関係業務特別会計（後期高齢者医療診療報酬支払勘定）」でございます。歳入、歳出ともに、合計で1兆5,877億6,463万円を計

上しており、前年度比710億2,391万円の増額を見込んでおります。被保険者数が増加することに伴う取扱件数の増によるものでございます。また、概算払金運用利率及び普通預金利率の上昇による、預金利子の増加により、「後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）繰出金」の増額を見込んでおります。

33ページをお願いいたします。「後期高齢者医療事業関係業務特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）」でございます。歳入、歳出ともに、合計で141億6,992万円を計上しており、前年度比2,606万円の増額を見込んでおります。被保険者数が増加することに伴う取扱件数の増によるものでございます。また、概算交付金運用利率及び普通預金利率の上昇による、預金利子の増加により、「後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）繰出金」の増額を見込んでおります。

34ページをお願いいたします。「特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（特定健診・特定保健指導等費用支払勘定）」でございます。歳入、歳出ともに、合計で29億1,680万円を計上しており、前年度比4億803万円の減額を見込んでおります。令和7年度の収入状況を勘案したものでございます。また、普通預金利率の上昇による、預金利子の増加に伴い、運用経費等に充当するため、「特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）」へ繰り出しを行います。

35ページをお願いいたします。「特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（後期高齢者健診等費用支払勘定）」でございます。歳入、歳出ともに、合計で29億3,239万円を計上しており、前年度比552万円の減額を見込んでおります。令和7年度の収入状況を勘案したものでございます。また、普通預金利率の上昇による、預金利子の増加に伴い、運用経費等に充当するため、「特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）」へ繰り出しを行います。

36ページをお願いいたします。「第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計」でございます。

歳入、歳出ともに、合計で18億7,589万円を計上しており、前年度比1億3,230万円の増額を見込んでおります。令和7年度の収入状況を勘案したものでございます。私からは以上となります。引き続き、説明者を代わらせていただきます。

## 事務局

私からは、介護保険・障害者総合支援法関係事業関連会計についてご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

38ページをお願いいたします。介護保険事業関係業務特別会計における業務勘定の歳入でございます。「第1款第1項 審査支払手数料」ですが、11億904万円を計上しており、前年度から2,437万円の増額を見込んでおります。これは、取扱件数の増加を見込んだものとなっています。

また、「第5款 財産収入」については、運用利率の上昇による積立金運用利子の増を見込み、1,009万円の増額としております。

39ページをお願いいたします。業務勘定の歳出でございます。「第1款第1項 審査支払管理費」は、制度改正・報酬改定に係る費用等の増を見込んでおりますが、令和7年度に都道府県・保険者用のネットワーク機器及びプリンタ調達費用等を予算計上していたため、514万円の減額を見込み、5億416万円を計上しております。以上、歳入と歳出ともに、合計3億8,416万円の減額で、44億6,355万円の予算計上となっております。

40ページをお願いいたします。「介護給付費等支払勘定」でございます。こちらは保険者からの介護給付費等を事業所へ支払う通り抜けの会計でございます。歳入歳出ともに、合計

1兆613億2,197万円を計上しており、371億6,722万円の増額を見込んでおります。受給者数の増加による取扱件数の増を見込んでおります。

41ページをお願いいたします。「公費負担医療等に関する報酬等支払勘定」でございます。こちらと同じく、通り抜けの会計となっております。歳入歳出ともに、合計185億6,069万円を計上しており、受給者数の増加による取扱件数の増を勘案し、8億2,797万円の増額としております。

42ページをお願いいたします。障害者総合支援法関係業務等特別会計の業務勘定の歳入でございます。「第1款第1項 給付費等審査支払手数料」ですが、4億4,058万円を計上しております。前年度から2,524万円の増額を見込んでおり、これは、受給者数の増加による取扱件数の増を見込んだことによるものでございます。

43ページをお願いいたします。業務勘定の歳出でございます。「第1款第1項 審査支払管理費」は、制度改正・報酬改定に係る費用等の増を見込んでおりますが、令和7年度に都道府県・市町村用のネットワーク機器及びプリンタ調達費用等を予算計上していたため、1,569万円の減額を見込み、2億105万円を計上しております。以上、歳入と歳出ともに、合計6,459万円の増額で、7億4,033万円の予算計上となっております。

44ページをお願いいたします。障害介護給付費等支払勘定でございます。こちらは市町村からの障害介護給付費等を事業所へ支払う通り抜けの会計でございます。歳入歳出ともに、合計5,071億93万円を計上しており、791億9,562万円の増額を見込んでおります。受給者の増加に伴う取扱件数の増を見込んでおります。

45ページをお願いいたします。障害児給付費等支払勘定でございます。こちらと同じく通り抜けの会計となっております。歳入歳出ともに、取扱件数の増を見込み、合計1,163億1,947万円を計上しております。

私からは以上でございます。よろしくをお願いいたします。引き続き提案者を変わらせていただきます。

## 事務局

私の方から議決事項の16についてご提案させていただきます。着座にて失礼いたします。

「第2回通常総会に付議する案件【抜粋版】」41ページをお願いいたします。

「大阪府国民健康保険団体連合会役員を選任について」次のとおり求めるものでございます。

貝塚市長が、本日2月10日付けをもって本会理事を辞任されることに伴い、理事1名が欠員となります。このことから、本会規約第19条第1項の「役員は、会員たる国民健康保険の保険者を代表する者のうちから総会で選任する」の規定に基づき、総会において、理事1名の選任を求めるものでございます。

新たに選任される役員の任期は、本会規約第24条第1項の「補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする」の規定に基づき、令和8年2月25日から令和9年7月31日までとなります。その他、規約の抜粋は42ページに記載しておりますので、ご参照ください。以上です。よろしくをお願いいたします。

## 議長

事務局からの提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等ございませんか。

(質疑・応答)

議 長

ないようですので、質問等を打ち切ります。

それでは、ただ今の議案第13号につきまして、第2回通常総会に付議することとして、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしとのことですので、本案件は原案のとおり、第2回通常総会に付議いたします。次に、議案第14号につきまして、事務局に提案理由の説明を求めます。

事務局

恐れ入ります、着座にて失礼します。お手元の理事会議案の73ページをお願いいたします。

議案第14号「令和7年度大阪府国民健康保険団体連合会第2回通常総会の招集について」お諮りするものでございます。

と き 令和8年2月25日(水)午後2時

ところ 本会3階会議室

以上となります。よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、事務局からの提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等ございませんか。

(質疑・応答)

議 長

ないようですので、質問等を打ち切ります。

ただ今の議案第14号につきまして、原案のとおり決定して、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしとのことですので、本案件は、原案のとおり決定いたします。

以上で本理事会における提出議案の審議は、すべて終了いたしました。

本日は、ご審議をいただき、誠にありがとうございました。

これをもちまして、本理事会を閉会いたします。

閉会時刻 午後3時29分